

# まちづくり委員会資料

## 令和6年第2回定例会提出予定議案の説明

### 議案第100号

#### 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	改正概要
資料 2	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	新旧対照表
参考資料	事務所の移転概要	

まちづくり局

## 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 改正概要

## 1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の概要

この条例は土地区画整理法に基づき、本市が施行する登戸地区の土地区画整理事業に関し、土地区画整理事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、土地区画整理事業の範囲、事務所の所在地その他必要な事項を定めるもの。

## 2 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

登戸地区は、都心部から至近距離にあり、昭和 40 年代から急激な人口集中が始まる中で、急速に市街化が進行したことにより、防災や生活環境に係る大きな課題を抱えていた。これらの課題を解決するため、公共施設の整備による防災性の向上や生活環境の改善を目的として、昭和 63 年より事業を進めており、令和 7 年度の基盤整備完了に向けて、事業を推進しているところである。

## 3 改正理由

現事務所の所在地に登戸 2 号街区公園を整備することに伴い、事務所の所在地を変更するもの

## 4 新事務所の概要

- (1) 所在地 川崎市多摩区登戸 1 8 9 1 番地 1  
(4 階建ての 4 階部分)
- (2) 面積 225.39㎡
- (3) 契約方法 定期建物賃貸借契約

## 5 移転の予定時期

令和 6 年 9 月

## 6 施行期日

規則で定める日から施行



## 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="412 325 943 352">川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例</p> <p data-bbox="743 373 1099 400">昭和 63 年 6 月 27 日条例第 25 号</p> <p data-bbox="188 421 376 448">(事務所の所在地)</p> <p data-bbox="172 469 976 496">第 6 条 事業の事務所の所在地は、<u>川崎市多摩区登戸 1,891 番地 1</u>とする。</p>	<p data-bbox="1368 325 1899 352">川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例</p> <p data-bbox="1706 373 2063 400">昭和 63 年 6 月 27 日条例第 25 号</p> <p data-bbox="1144 421 1332 448">(事務所の所在地)</p> <p data-bbox="1128 469 1933 496">第 6 条 事業の事務所の所在地は、<u>川崎市多摩区登戸 2,202 番地 1</u>とする。</p>

## 事務所の移転概要

### 1 新事務所の外観



### 2 周知について

- ・ 6月下旬 HPにて情報提供
- ・ 7月中旬 町内会や商店街等を通して周知の依頼
- ・ 8月上旬 まちづくりニュース（権利者向け広報紙）にて情報提供